

岡山県公報

発行
岡山県
岡山市内山下
二丁目4番6号
定価 1箇月2,330円

目次

告示	二七
土地改良事業の施行認可	二七
土地改良事業計画の変更の認可	二七
落札者等の決定	二七
土地改良区役員の退任及び就任	二七
土地改良事業の工事完了	二七
県営土地改良事業変更計画の縦覧	二七
基本測量の実施	二七
基本測量の終了	二七
大規模小売店舗に関する市町村等の意見の縦覧	二七
国土交通省中国地方整備局河川区域内に放置されていた工作物の保管の公示	二七

告示

●岡山県告示第二百五十二号
土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第四十八条第一項の規定により、新規土地改良事業の施行を次のとおり認可した。
平成十八年四月十一日

岡山県知事 石井正弘

一	土地改良事業を行う者の名称	岡山県知事
二	地区名及び工種	石井正弘
	地区名	
	工種	
	農業用排水施設	
	桜川	
	錦岡3番	
	北七区11条2	
	南七区1条	
	沖2番川	
	岡8番川	
三	認可年月日	平成十八年三月十四日

一	土地改良事業を行う者の名称	岡山県知事
二	地区名及び工種	石井正弘
	地区名	
	工種	
	区画整理・農業用排水施設	
	草生	
	畑池	
	ため池	
三	認可年月日	平成十八年三月二十二日

一	土地改良事業を行う者の名称	岡山県知事
二	地区名及び工種	石井正弘
	地区名	
	工種	
	かんがい排水	
	農道整備	
	かんがい排水	
	ため池	
三	認可年月日	平成十八年三月十六日

●岡山県告示第二百五十三号
土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第四十八条第一項の規定により、土地改良事業（計画の変更）を次のとおり認可した。
平成十八年四月十一日

岡山県知事 石井正弘

一	土地改良事業を行う者の名称	岡山県知事
二	地区名及び工種	石井正弘
	地区名	
	工種	
	かんがい排水	
	農道舗装	
	八南3番南樋門	
	八南3番川	
	阿部池6号農道	
三	認可年月日	平成十八年三月二十二日

土地改良事業を行う者の名称
足守土地改良区

二 地区名及び工種

地区名 上目近 農道舗装
山北

三 認可年月日
平成十八年三月二十二日

公 告

(二〇二) 次のとおり落札者等を決定した。
平成十八年四月十一日

岡山県知事 石 井 正 弘

一 委託業務の件名

岡山県岡山東警察署及び岡山西警察署管内における放置車両確認事務委託
契約に関する事務を担当する課等の名称及び所在地

岡山西警察本部交通部交通指導課

岡山市内山下二丁目二番六号

三 落札者を決定した日

平成十八年三月三十日

四 落札者の氏名及び住所

株式会社セノン
東京都新宿区西新宿二丁目一番一号

五 評価点

八十七・一点

六 契約の相手方を決定した手続

総合評価一般競争入札

七 入札公告日

平成十八年二月三日

(二〇三) 土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八条第十六項の規定により、
土地改良区役員の退任及び就任の届出があった。

平成十八年四月十一日

一 土地改良区の名称

星田池土地改良区

二 退任及び就任役員

退任役員 氏名 氏名 住 所
理事監事の別

岡山県知事 石 井 正 弘

山縣 嘉明 山縣 嘉明

池田 恭平 末長 忠之

末長 忠之 阿部 景二

山辺 勝彦 守屋 雅陽

守屋 雅陽 佐藤 英夫

藤枝 正則 三宅 洋典

寺地 俊彦 妹尾 幸志

妹尾 幸志 佐藤 悦之

川上 清 妹山 昭和

池田 大 妹尾 金次

藤枝 秀敏 三宅 一志

片山 章雄 佐原 恵

川上 定利 川上 亀

妹山 昭和 妹山 昭

大源 勉 鳥越 達夫

佐藤 英夫 杉本樟之佐

江木 勇 江木 勇

江木 勇 江木 勇

江木 勇 江木 勇

江木 勇 江木 勇

江木 勇 江木 勇

江木 勇 江木 勇

江木 勇 江木 勇

江木 勇 江木 勇

江木 勇 江木 勇

江木 勇 江木 勇

江木 勇 江木 勇

江木 勇 江木 勇

江木 勇 江木 勇

江木 勇 江木 勇

江木 勇 江木 勇

江木 勇 江木 勇

江木 勇 江木 勇

江木 勇 江木 勇

江木 勇 江木 勇

江木 勇 江木 勇

江木 勇 江木 勇

江木 勇 江木 勇

江木 勇 江木 勇

小田郡矢掛町宇内六〇六

西川面六〇五

一四〇九

一五一九

東川面二四九

一五八二

江良七四五一六

小田七二一

三六五二

六六八九

五二二八一

本堀二三五一

一四七一

宇内一六六四

西川面七二七

二四二二

小田九六〇

一九一九

四八三八

六九〇四

本堀一一五三

一一七〇

宇内一六六四

小田六九六〇

本堀一〇〇四

江良七四五一六

小田四四六八

本堀一六四

江良七四五一六

小田四四六八

本堀一六四

江良七四五一六

小田四四六八

本堀一六四

江良七四五一六

小田四四六八

本堀一六四

江良七四五一六

小田四四六八

理事

監事

(二〇四) 次のとおり土地改良事業の施行に伴う工事が完了した旨の届出があった。
平成十八年四月十一日

事業主体 西大寺土地改良区 市川茂ほか六名
地区名 岡山県知事 石 井 正 弘
工種 かんがい排水 完了年月日
区画整理 一八・三・一三 一・一・三一

(二〇五) 土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第八十七条の三第一項の規定により、
県営（ため池等整備（一般型））天満池地区）土地改良事業計画を変更したので、
関係書類を次のとおり縦覧に供する。

この公告に係る決定に対して異議がある者は、縦覧の期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し立てることができる。
平成十八年四月十一日

岡山県知事 石井正弘

一 縦覧に供する書類

県営土地改良事業（ため池等整備（一般型） 天満池地区）変更計画書

二 縦覧の期間

平成十八年四月十一日から平成十八年五月二日まで

三 縦覧の場所

赤磐市役所

（二〇〇）測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第十四条第一項の規定により、国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知があった。
平成十八年四月十一日

岡山県知事 石井正弘

測量区域	測量の種類	測量期間
岡山県内全域	基本測量（二万五千分の一地形図修正測量）	平成十八年四月二十日から平成十九年三月二十三日まで

（二〇七）測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第十四条第二項の規定により、国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を終了した旨の通知があった。
平成十八年四月十一日

岡山県知事 石井正弘

測量区域	測量の種類	終了年月日
岡山県内全域	基本測量（二万五千分の一地形図修正測量）	平成十八年三月二十四日

（二〇八）大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項の規定により市町村から聴取した意見及び同条第二項の規定により述べられた意見の概要は、次のとおりであり、同条第三項の規定により、これらの意見を縦覧に供する。
平成十八年四月十一日

岡山県知事 石井正弘

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 仁科百貨店児島下の町店

所在地 倉敷市児島下の町五丁目一三八五ほか

二 意見の概要

市町村から聴取した意見

意見なし

三 縦覧の期間及び場所

1 縦覧の期間

平成十八年四月十一日から平成十八年五月十一日まで

2 縦覧の場所

岡山県産業労働部経営支援課

国土交通省中国地方整備局

河川法（昭和三十九年法律第百六十七号）第七十五条第一項及び第三項の規定により河川区域内に放置されていた工作物を除却し、同条第四項の規定により当該工作物を保管したので、同条第五項の規定により次のとおり公示する。
平成十八年四月十一日

国土交通省中国地方整備局長 甲村謙友

一 保管した工作物の名称又は種類、形状及び数量

軽自動車 ダイハツ ミラ

塗装 白色

登録番号 岡山五一ゆ八八四一

車台番号 L二〇〇S一〇〇七二八四

二 当該工作物が放置されていた場所

岡山市平井地先（一級河川旭川水系旭川）

三 当該工作物を除却した日時

平成十八年三月二十四日九時

四 当該工作物の保管を始めた日時

平成十八年三月二十四日十二時

五 当該工作物の保管の場所

倉敷市酒津九八二番地先（右岸）

六 当該工作物の除却、保管及び返還等に要する費用負担

当該工作物を放置した者又はその所有者

七 実施機関及び問い合わせ先

岡山市鹿田町二丁目四番三六号

国土交通省中国地方整備局岡山河川事務所

電話 〇八六（二三三）五一〇一

一 保管した工作物の名称又は種類、形状及び数量

軽自動車 マツダ

塗装 青色

登録番号 岡山四〇あ七〇四一

- 車台番号 不明
- 二 当該工作物が放置されていた場所
岡山市玉柏地先（一級河川旭川水系旭川）
当該工作物を除却した日時
平成十八年三月二十四日十一時
- 三 当該工作物の保管を始めた日時
平成十八年三月二十四日十二時
- 四 当該工作物の保管の場所
倉敷市酒津九八二番地先（右岸）
当該工作物の除却、保管及び返還等に要する費用負担
当該工作物を放置した者又はその所有者
実施機関及び問い合わせ先
岡山市鹿田町二丁目四番三六号
国土交通省中国地方整備局岡山河川事務所
電話 ○八六（二三）五一〇一
- 七 保管した工作物の名称又は種類、形状及び数量
軽自動車 ダイハツ ミラ
塗装 紺色
登録番号 岡山五〇ぬ七四六七
車台番号 L二〇〇S一四三九一一八
- 二 当該工作物が放置されていた場所
岡山市平井六丁目地先（一級河川旭川水系旭川）
当該工作物を除却した日時
平成十八年三月二十四日九時
- 三 当該工作物の保管を始めた日時
平成十八年三月二十四日十二時
- 四 当該工作物の保管の場所
倉敷市酒津九八二番地先（右岸）
当該工作物の除却、保管及び返還等に要する費用負担
当該工作物を放置した者又はその所有者
実施機関及び問い合わせ先
岡山市鹿田町二丁目四番三六号
国土交通省中国地方整備局岡山河川事務所
電話 ○八六（二三）五一〇一